

# 後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

## 後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。

保険料は、皆様に等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。今までどおり所得の少ない方などには軽減制度がありますが、そ

のうち特例措置として実施されている所得の低い方の均等割軽減措置について、8割軽減が令和2年度に7割軽減に、8.5割軽減が令和2年度に7.75割軽減に令和3年度に7割軽減に変更されます。令和2年度保険料額の決定通知は、7月中旬頃に送付します。

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額(上限保険料額)
令和2・3年度(年間)	50,304円	9.51%	64万円
【参考】 平成30・31年度(年間)	45,812円	8.80%	62万円

■お問合せ 日高川町保健福祉課 ☎22-9041 / 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

## 令和2年度 後期高齢者医療の健康診査のご案内

年1回、健康管理のため、健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。(受診券発行の申込みをする必要はありません。)

- 対象者 被保険者
- 検査項目 【みなさんに実施する項目】  
問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、  
診察(身体診察)、血液検査(脂質、肝機能、  
糖代謝)、尿検査(糖、蛋白)、  
血清クレアチニン検査
- 【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】  
貧血検査(血色素量、赤血球数、  
ヘマトクリット値)、心電図検査、眼底検査

- 実施期間 令和2年6月1日(月)～令和3年2月28日(日)
- 自己負担 無料
- 持ち物 保険証、受診券、受診票、問診票
- 実施場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関
- 病院・介護施設等に入院・入所している方など定期的に健康管理が行われている場合は、必ずしも受ける必要はありません。

■お問合せ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

## 令和2年度 後期高齢者医療の歯科健康診査のご案内

歯と口の健康づくり。受診票が届いたら、歯科健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。(受診券発行の申込みをする必要はありません。)

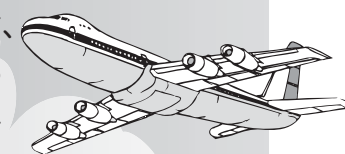
- 対象者 令和2年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の被保険者
- 検査項目 問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常)、口腔機能検査(噛む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)

- 実施期間 令和2年6月1日(月)～令和3年2月28日(日)
- 自己負担 無料
- 持ち物 保険証、受診券、受診票、問診票
- 実施場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

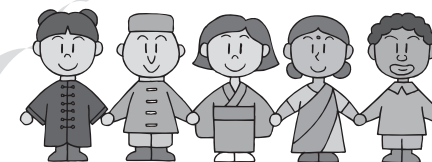
■お問合せ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

## 小学生～高校生のための夏休み海外研修交流事業 参加者募集

公益財団法人・国際青少年研修協議会では、9コースの参加者を募集しています。体験を通じて、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。おひとりでご参加される方が7割以上、初めて海外へ行かれる方が多く、全国から参加するお友達との出会いも楽しみのひとつです。仲間づくりの指導もごございますので、安心してご参加いただけます。



- 内容 ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験・英語研修・地域見学・野外活動など
- 研修国 イギリス・オーストラリア・シンガポール・サイパン
- 日程 令和2年7月25日(土)～8月15日(土)の内8～18日間(コースにより異なります)
- 対象 小3～高3の方まで(コースにより対象年齢が異なります)
- 参加費 24万円～59万円
- 締切 令和2年5月27日(水)および6月5日(金)(コースにより異なります)



■お問合せ・資料請求 公益財団法人 国際青少年研修協会 ☎03-6417-9721 URL <http://www.kskk.or.jp>

## 戦没者追悼法要の中止および延期のお知らせ

毎年、春に執り行っています戦没者の追悼法要につきましては、新型コロナウイルス感染症の現状を考慮し、次のとおり、中止および延期となりましたのでお知らせいたします。

- 日高郡戦没者追悼法要  
例年、4月上旬に、道成寺において、執り行っていました令和2年度戦没者追悼法要は、中止となりました。
- 日高川町戦没者追悼法要  
例年、4月中旬に、交流センターにおいて、執り行っていました令和2年度日高川町戦没者追悼法要は、執行時期を変更(延期)することとなりました。

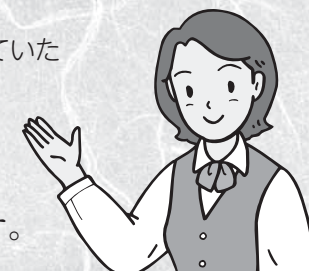
■お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505

## 第11回 特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時の遺族で令和2年4月1日現在、恩給や遺族年金などを受けている遺族がない場合、特別弔慰金が支給されます。

- 支給対象 (1)弔慰金の受給権者 (2)戦没者等の子  
(3)戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。  
(4)上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- 支給内容 額面25万円の5年償還の記名国債
- 請求期限 令和5年3月31日まで

請求にお越しの際には、事前にご連絡いただきたくよろしく願いいたします。



■請求先・お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505